

練馬区公共施設予約システム（学校跡地）利用案内

【1】団体利用登録

予約システムを使って「学校教育支援センター」の運動場・体育館、「こども発達支援センター」の運動場、「光が丘第七小学校跡施設」の体育館（※）を利用するには、「学校跡地団体」への登録が必要です。※光が丘第七小学校跡施設は令和6年1月以降の利用分から

- 登録は、学校教育支援センター・こども発達支援センターで受け付けます。（必要な書類は3ページ参照）
- 登録要件は、2ページをご覧ください。
- 登録カードは、代表者（連絡者を設定した場合は連絡者）のご住所あてに郵送します。

【2】抽選申込み

利用したい日の2か月前の1日から9日まで受け付けます。

ご自宅のパソコンや携帯電話のインターネット接続機能を使って、予約システムにアクセスしてください。

【3】抽選結果確認

利用したい日の2ヶ月前の10日から17日までに確認し、確定をしてください。

抽選結果を予約システムで確認し、当選していたら確定手続きをします。

- 期間中に確定手続きを行わない場合は、当選は無効となります。

【4】空き枠申込み

利用したい日の2か月前の18日の午前9時から、利用日の前日までに、予約システムにて申込みをおこなってください。

抽選確定期間後に空いている枠については、先着順で申し込むことができます。

- 申し込みを行った時点で予約が確保されます（確定手続き不要）。

【5】利用当日

利用開始前に施設窓口に登録カードを提示の上受付してください。利用時は使用料をお支払いください。

- 使用料は、2時間または3時間の利用単位枠でお支払いいただきます。

【※】予約をキャンセルしたり、変更する場合

利用日の7日前の24時まで、予約システムを使用して取消・変更の手続きをしてください。

- 利用当日のキャンセルは、利用を予定していた施設に直接ご連絡ください。
- 取消・変更手続を利用日の7日前を過ぎてから行った場合や当日のキャンセル、連絡無く来場しなかった場合は「利用申し込み制限」の対象となります（3～4ページ参照）

練馬区公共施設予約システムホームページ

<https://yoyaku.city.nerima.tokyo.jp/portal/>

利用時間：24時間（メンテナンス時間を除く）

メンテナンス時間：毎月26日午前0時～午前7時

【問合せ先】

学校教育支援センター 受付（電話）6385-8686

こども発達支援センター 受付（電話）3975-6251

光が丘第七小学校跡施設 受付（電話）3976-0551

★登録要件

- ・構成員が10名以上で、かつ、そのうちの過半数が練馬区に在住、在勤または在学中であること。
- ・当該団体の代表者は15歳以上（中学生を除く。）で、かつ、練馬区に在住、在勤または在学中であること。
- ・同一の利用登録種別で、既に届出している団体と同一とみなされる団体でないこと。
- ・競技に参加できない乳幼児等が構成員に含まれていないこと。
- ・学校等での部活動に使用する目的でないこと。
- ・営利利用を目的とする団体でないこと。

★利用できる施設（公用利用がない枠に限り利用ができます。）

- 学校教育支援センター（練馬区光が丘6-4-1）の体育館、運動場
- こども発達支援センター（練馬区光が丘3-1-1）の運動場
- 光が丘第七小学校跡施設（練馬区光が丘2-6-1）の体育館

ご注意

- ・学校跡地団体に登録して、公共施設予約システムから利用申込等ができるのは上記施設のみです。他の区立施設の利用申込等はできません。
- ・他の区立施設で公共施設予約システムの登録をしている場合も、上記施設の利用申込等に当たっては、新たに学校跡地団体としての登録が必要です。

★利用できる主な種目

屋内 （体育館）	バレーボール、バドミントン、バスケットボール、ドッチボール、フットサル、剣道、空手、武道、ダンス、軽ダンス、ニュースポーツ、バトン、新体操
屋外 （運動場）	ソフトボール、ドッチボール、フットサル、少年野球、少年サッカー、少年ラグビー

★利用枠数

1か月間に公共施設予約システム上で申し込める枠数は「学校教育支援センター」、「こども発達支援センター」、「光が丘第七小学校跡施設」を合わせて以下のとおりです。

団体種別	抽選申し込み可能枠数			予約可能枠数 （抽選確保枠数+空き枠申込枠数）		
	最大	平日	土・日・祝休日	最大	平日	土・日・祝休日
屋内（体育館）	4	4	4	8	8	8
屋外（運動場）	2	—	2	4	—	4

※最大枠数を超える申し込みはできません。したがって、屋内（体育館）を平日6枠確保した場合は、土・日・祝休日に確保できる枠数は最大で2枠となります。

※屋外（運動場）は、平日の利用はできません。

★登録の方法

・以下の①～⑥を下記の提出先までお持ちください。

①登録申請書（区HPからダウンロード可）

②団体名簿（区HPからダウンロード可）

③営利を目的としないことがわかる書類（作成している場合）

※（例）・団体の規約、会則、団体募集案内等

・団体の会計に関する書類（予算・決算書類等）

※練馬区生涯学習団体の届出をしている場合は不要

④利用内容確認書（区HPからダウンロード可）

⑤生涯学習団体届出証（原本）およびコピー（練馬区生涯学習団体の届出をしている場合）

⑥返信用封筒（84円切手を添付し、代表者もしくは連絡者の宛先を記入してください。）

【登録書類の提出先】※年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

●学校教育支援センター（住所）練馬区光が丘6-4-1（電話）6385-8686

・受付時間は、午前9時から午後9時30分までとなります。

●こども発達支援センター（住所）練馬区光が丘3-1-1（電話）3975-6251

・受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※光が丘第七小学校跡施設では提出できません。

★練馬区生涯学習団体の届出について

練馬区生涯学習団体⇒詳しくは、練馬区公式ホームページの「生涯学習団体届出制度」をご覧ください。生涯学習団体の届出をしている団体は使用料が5割減額されます。

★登録内容の変更・登録カードの紛失について

・登録内容に変更があった場合は「利用者登録変更届」を提出してください。（変更届1～4番の項目が変更となる場合は、84円切手を添付した返信用封筒も必要となります。）

・生涯学習団体の届出をしている団体で団体名・代表者名の変更をする場合は、変更後の生涯学習団体届出証コピーも添付してください。

・登録カードを紛失した場合は、利用者登録カード紛失届と84円切手を添付した返信用封筒を提出してください。

★予約の変更・取消について

・多くの利用者の方に有効に施設を利用していただくため、予約の変更・取消の手続きは、利用日の7日前までにしていただくようお願いします。

・システムによる取消処理は利用予定日の前日まで行うことができます。利用当日の取消については電話等で必ず連絡してください。連絡がない場合、無断キャンセルとみなします。

※利用日の7日前を過ぎて行う予約の変更・取消は、利用申込制限の対象となります。

★利用申込制限について

- 施設をより有効にご利用いただけるよう、以下のとおり利用制限を行います。

直前キャンセル・・・利用予定日の7日前を過ぎて予約の変更・取消を行った場合

○変更・取消を行った予約利用枠1枠につき、翌月1日から末日までの間、抽選または空き枠の予約申込件数を月「1件」に制限します。

無断キャンセル・・・予約の取消をしないで、連絡もないまま利用しなかった場合

○予約利用枠1枠につき、翌月1日から3か月後の末日までの間、抽選または空き枠の予約申込件数を各月「1件」に制限します。

- 同月中や利用制限期間中に直前キャンセルや無断キャンセルを繰り返しますと、キャンセルするたび、利用申込制限は累積されます。
- すでに確定している予約につきましては、取り消されることはありません。

★利用時間と使用料

学校教育 支援センタ ー体育館	9:00～12:00 (土日祝のみ利用可)	12:00～15:00 (土日祝のみ利用可)	15:00～18:00	18:00～21:00
	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
学校教育 支援センタ ー運動場	9:00～12:00 (土日祝のみ利用可)	12:00～15:00 (土日祝のみ利用可)	15:00～18:00※1 (土日祝のみ利用可)	
	1,200円	1,200円	1,200円	
こども発達 支援センタ ー運動場	9:00～12:00 (土日祝のみ利用可)	12:00～15:00 (土日祝のみ利用可)	15:00～18:00※1 (土日祝のみ利用可)	
	600円	600円	600円	
光が丘第七 小学校跡施 設体育館	9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
	900円	900円	900円	900円

※1 冬季（12月から2月）の運動場の15時から18時の枠は、利用時間を17時まで短縮し、使用料は、学校教育支援センター800円、こども発達支援センター400円となります。

※2 生涯学習団体は使用料が5割減額されます。

※3 構成員の半数以上を中学生以下の者が占める団体等は、使用料が5割減額されます。

★運動場の悪天候時の利用可否について

- 運動場の悪天候等による利用可否の判断は、当日の状況により学校教育支援センターおよびこども発達支援センターが行います。利用の可否については、各施設まで確認をお願いします。（利用者の独自の判断による取消は利用制限の対象となります。）
- 利用開始後に悪天候のため利用中止となった場合、有料施設では利用できなかった時間により、1時間単位で使用料の精算を行います（こども発達支援センター運動場を除く）。